**【参考】大阪府二級建築士試験及び木造建築士試験の受験禁止の措置に関する基準（案）の概要**

**１ 趣旨及び目的**

本基準は、大阪府知事が行う建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の２第３項の規定に基づく措置を行う場合の基準を定めることにより、二級建築士及び木造建築士試験（以下、「二級建築士試験等」という。）を不正の手段によって受け、又は受けようとする行為に厳正に対処し、もって二級建築士試験等の公正かつ適正な実施を確保することを目的とする。

**２　基準（案）の概要**

　二級建築士試験等の公正かつ適正な実施を確保するため、不正の手段によって二級建築士試験等を受け、又は受けようとした者に対して、３年以内の期間を定めて二級建築士試験等を受けることができない措置の基準を定めることとする。

**３　施行期日等**

令和５年４月上旬（予定）